

支部ニュース

2015 年 7 月 No. 500

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口 1-8-6-202
Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

●憲法擁護・平和の取り組み

※6. 16 憲法事務所交流会

※江戸川における特定秘密保護法・戦争法案反対の闘い・・・・・・・・・・加藤芳文

※サマーセミナーのお誘い・・・・・・・・・・萩尾健太

※ノーモア・ベース・フェスー沖縄の声を日本中の声にご参加のお願い・・・・・・・・大住広太

※7. 29 横田基地見学ツアーに是非参加してください

●支部ニュース500号を記念して

※支部ニュース 500 号に寄せて・・・・・・・・・・豊田 誠

※支部ニュースに感謝し、これからを期待して・・・・・・・・・・坂本 修

※支部ニュース 500 号によせて—— 1974 年の東京支部・・・・・・・・・・菊池 紘

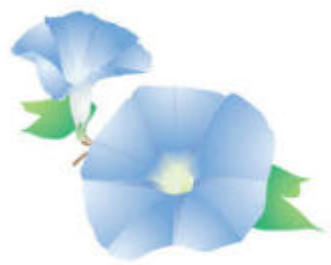
●若手弁護士へのメッセージと返書

※私の弁護士の生活等を振り返りながら・・・・・・・・・・岡田克彦

※坂井興一先生へのお返事・・・・・・・・・・本多史和

●安心安全街条例の意見書 ご活用ください・・・・・・・・・・石島 淳

●7月幹事会議事録



憲法擁護・平和の取り組み

6・16 憲法運動事務所交流会

6月16日、戦争法案阻止の運動について、各事務所の取り組み状況について第二弾の事務所交流会を開催しました。冒頭の松島暁団員の情勢報告は、Faxで速報した通りです。以下はその後の内容です。

第1 意見交換

●齋藤園生本部長

- ・資料説明。
- ・2700人の賛同学者。「反対する学者の会」が廃案を求める声明
- ・安倍政権、大阪維新の取り込みをしようとしている。

●松島暁団員：長谷部教授が何をいうかを大体わかって出したという見方もある。→自民の中でも安保法制について意見が分かれているのでは。

●須藤正樹支部長：公明党の支持率がとても下がっており、衝撃が走っているらしい。

●齋藤園生団員：議員がお盆休みに地元へ戻る。その際に地元の雰囲気を感じることがあるのでは。そこで、反対の雰囲気があることが重要。地元の人間の話しは、一応聞くはず。

●青龍美和子団員：学生と交流する機会あり。学習会をやった。元自衛隊員の方の発言があった。9条があることによって、武装しないことによって、平和的な解決するという具体的に事例を挙げていた。フィリピンのミンダナオ島でJICAを派遣して教育支援など行った。そうする中でゲリラも日本を信頼して、和平が実現したという話。学生にとてもうけていた。

●船尾遼団員

小選挙区制の弊害。地元でもっとアピールする必要がある。

●須藤正樹支部長

区議会で議決をしてくれと要請をする活動をする。

渋谷にいて、維新の会の人と話をすると、一応話しは聞いてくれる。

地元の区議会なども含め、要請行動をするべきでは。

●船尾遼団員

板橋区で議員要請をした。議員は区民と会ってくれる。

●松島暁団員

アメリカの対中関係が変わりつつある。これまで平和的な関係であったが。

この法律が通って、対中関係で問題が生ずると日本はかなり危険にさらされる。こんなところに自衛隊を行かせていいのか。偵察行動は一緒にやるはず。

フィリピン基地に自衛隊の基地を置かせることになるかもしれない。

第2 各事務所の取り組み

●東京法律事務所

- ・ 宣伝活動の強化
9のつく日すべての昼休みの時間帯で行う。一回の宣伝で500枚程度まける。
宣伝の参加人数が多いほど宣伝物は多くまけることは明らか。
教科書のリーフも受け取りがよい。戦争法制と教科書問題を絡めて話すと反応がよい。
署名用紙を相談室において、宣伝する
- ・ 地域組織「みんなの会」との宣伝、学習会の取り組み
6月18日に歩道を練り歩く 区内3コース
多くの人の目に触れることを目的とする
- ・ 事務所たよりの活用
事務所たよりのなかに団リーフを同封。2万6000部購入。戦争立法「号外」の発行
- ・ 教科書展示会
所員全員で近くの展示会に行くことを予定している

●北千住法律事務所

- ・ 6月6日「ストップ！戦争への道」集会を開催
- ・ 7月15日「憲法のつどい」
区議員へ参加要請をして、個別に参加の連絡が来ている
- ・ 毎月9日に街宣を行っている
- ・ 足立総がかり実行委員会を設置して、大規模宣伝、パレードなどを企画している

●代々木総合法律事務所

- ・ 毎月9の日宣伝
毎回20名弱が参加、参加者が固定化する傾向あり
目立つ看板などがあつた方がよいと思っている
- ・ 戦場ジャーナリスト志葉玲さん講師の講演会（5月21日）
戦場を実際に知っている人の話を聞くのがリアリティがある
- ・ 地域の活動家（議員や9条の会）への働きかけをしている
- ・ 憲法出前講座も活発に開催している

●渋谷共同法律事務所

- ・ 今年10月に集会予定
- ・ 出前学習会の開催呼びかけを積極的に行っている
- ・ 毎月1回朝駅頭街宣をしている
事務所だけで行い、6, 7名参加

●東京合同法律事務所

- ・学習会 5月末から週1回程度で要請が来ている
- ・街宣 国会前、J R 田町駅で実施し、それぞれ所員参加者20名弱。
のぼり旗や宣伝ボードを作成して、リーフを配布
- ・港区議会への要請
法案反対の請願を提出予定。各会派への要請も行う。

●八王子合同法律事務所

- ・運動団体での取り組み
各団体と共同して、駅頭宣伝行動を行ったり、パレードを実施している。
- ・事務所独自宣伝行動
各団体との行動とは別に、事務所単体でも複数回街頭宣伝を行っている。
街宣をしている際に、「弁護士」という言葉をいうと注目してくれる
- ・講師活動
みややっこはラジオ出演して活躍している
講師依頼も増加している

●城北法律事務所

- ・事務所50周年連続憲法講座
各回50～100名参加
7月3日には800名規模で集会開催。井筒監督が講師予定
- ・事務所内の憲法委員会を中心に街宣を実施
池袋の駅頭で横断幕を使用
- ・国会前行動へも積極的に参加している
- ・憲法カフェ 週1回開催している状況
- ・板橋区では、物販して弁護士講師費用をねん出しようという運動もある
- ・板橋・練馬 集会とピースウォーク開催
- ・9条の会とともに練馬区議会の会派まわりをする予定

●東京南部法律事務所

- ・大田区弁護士9条の会主催：小森陽一ほかを講師に400名規模
- ・事務所主催：半田滋ほかを講師にした400名規模の集会も開催予定
宣伝が十分やりきれなかったにもかかわらず、柳澤協二講師の集会には150名が参加してくれた。
関心は高い。
- ・ピースパレードを実施。450名参加。これまであまりつながりのない人の参加が多かった。
- ・出前学習会・憲法カフェ 週1回程実施している。NHK記者も参加していたことがある。
- ・つながりのない人が参加している点は、フェイスブックやツイッターで宣伝している効果があるのではないか。
ビラをカラフルにしたり、風船を作ってパレードしたり、楽しそうな雰囲気を出すようにしている。

江戸川における特定秘密保護法・戦争法案反対の闘い

東京東部法律事務所 加藤 芳文

昨年来、江戸川区内では特定秘密保護法の廃止を求める闘い・情勢の変化により戦争法案反対の闘いが激しく闘われており、小生も目下その「渦中」にある。以下その概要を報告する。

(平成26年の主な活動)

①平成26年6月6日特定秘密保護法廃止を求める江戸川の会結成

(記念講演・・・憲法会議川村俊夫「秘密法は戦争への道」)

代表世話人の一人に小生も選出(「悪法廃止の運動に弁護士が誰もいないのはどうか」との至極もったもな声に押されやむなく快諾・・・)毎月世話人会に出席することとなる

世話人は元教員、校長、保育士、業者や労組役員、健康友の会員、フリーランス編集ライター、地域住民(9条の会会員も多い)、画家、住職、婦人活動家など多士済々、区内の錚錚たるメンバーがほぼそろい踏み運動方針は次の通り。(個人加入による運動を基本とする)

賛同団体11、意見表明賛同者180名、会員180名

宣伝活動 毎月2回(6日、26日)駅頭及び商店街、公園、団地

署名活動 区議会向け秘密保護法廃止を求める意見書採択陳情

陳情内容は「特定秘密保護法の拙速な施行を止めて、同法を廃止することを政府と衆参両議院に求める決議を採決してください」というもの(最終的に約5500筆集約・提出)

区議に対するアンケート

(反対は共産党と民主党、生活ネットワーク8名、賛成自民党全員15名ほか1名、公明党は全員無回答。会員の間ではとりわけ無回答の公明党に対する批判が多かった。)

会員・賛助団体・反対意見賛同者の拡大・ニュースの発行

②9月13日「安倍さんやメテ! 私たちの声も聞いて!」パレード

③10月25日特定秘密保護法の廃止「落語と交流の集い」

橘家扇三師匠「三ざる法始末記」と題して講演。

④街頭宣伝等

2015年3月2日

江戸川の会ニュース

(1)



特定秘密保護法廃止を求める 江戸川の会ニュース

第9号
江戸川区松島1-43-14
江戸川区労連内
電話・Fax 03-3656-5577

戦争だめ! リレートーク 集団的自衛権と秘密保護法に反対



プラカードを持って、「秘密法」廃止を訴える(船堀駅前)

「特定秘密保護法廃止を求める江戸川の会」は2月15日、都営線船堀駅北口で、51名の参加者による集団的自衛権行使に結びつく特定秘密保護法「戦争に反対するリレートーク」の駅頭宣伝をおこないました。

冒頭、「江戸川の会」の代表世話人の加藤芳文弁護士は、「安倍政権の暴走を食い止めるためにも特定秘密法は廃止しかない」と訴えました。続いて民主団体代表や労働組合の組合員、個人などが、「戦争への国づくり反対」「安倍政権は9条を守れ」「特定秘密法は絶対に運用させない」などと20名がリレートークしました。

参加者は、「集団的自衛権行使反対」「特定秘密保護法の廃止」の大プラカードを掲げ、ビラやティッシュなど500枚ほど配付しました。また署名が10名分ほど集まりました。

監視機関を選任

お知らせ

- ・3月6日(金) 西葛西駅北口宣伝 17時30分～18時30分
- ・3月10日(火) 第10回世話人会 18時30分～タワーホール船堀305
- ・3月26日(木) 平井駅北口宣伝 17時30分～18時30分
- ・4月6日(月) 新小岩駅南口宣伝 17時30分～18時30分

毎月船堀駅、平井駅、小岩地域スーパー前等で実施

⑤ 12月集会（中止）

12月6日200名規模の集会「安倍内閣、やめろ！戦争は絶対だめ！パレード」を予定していたが、突然解散総選挙の情勢を受け急遽中止。有志で日比谷野外集会に参加。

⑥ 12月18日 10日の秘密保護法施行を受け施行後の運動につき討議、引き続き廃止を求めて運動を継続することを確認。

（平成27年の主な活動）

① 2月15日リレートーク（船堀駅前）寒風の中50名が参加

情勢の変化を受けて「秘密保護法の廃止を求める会」が中心となり「戦争させない江戸川集会実行委員会」を立ち上げる

（個人34名・団体18が結集）

② 4月8日学習会（講師 革新懇代表世話人五十嵐仁 50名）

③ 5月10日都営新宿線駅リレー宣伝（52名参加）

④ 5月31日戦争法案反対・憲法9条破壊を許さない集会パレード（船堀・猛暑の中250名参加）

⑤ 6月9日国会議員要請

⑥ 6月19日戦争法案学習集会（講師TBSキャスター金平氏）

（60名予定のところ100名参加）

⑦ 6月20日総武線沿線リレー宣伝行動（小岩・新小岩・平井）

⑧ 7月5日憲法違反の戦争法阻止集会パレード（予定）

このほか毎月2回駅頭宣伝（小岩・新小岩・平井・葛西臨海公園）

事務局会議はしょっちゅう・世話人会（実行委員会）は毎月1回

このように江戸川ではほぼ連日のごとく、激しい取り組みがなされている。中心を担う活動家の面々には頭が下がる思いである。

小生はそのすべてに参加は無理だが、世話人会（実行委）や集会・一定の街頭宣伝には参加をしお手伝いをしている。とくに2月15日猛烈寒波と強風の中、震え上がりながら第一声のマイクを握ったこと、5月31日猛暑の中パレードの先頭に立ったことが印象に残っている。（その他「前座」「挨拶要員」として集会では情勢報告・開会・閉会挨拶をすることも多い）

また世話人会では必ず冒頭に小生が、国会内外の最新の情勢報告をするよう努めている。

疲れているのに、なぜか会議や行動後にさわやかな充実感が残る。同世代の高齢者（元教員が多い）と多数知り合いになり連帯感の中で打ち上げがで

憲法9条を守れ！ 「戦争立法」反対！ 江戸川 集会&パレード

安倍政権は、自衛隊が海外で米国の戦争に参加し、軍事支援する「戦争立法」11法制を今国会に提案し、会期延長までして短時間の審議で一括強行採決しようとしています。憲法9条のもとで長年禁じられてきた「海外での武力行使」に踏み出そうとしています。「戦争立法」は明らかに憲法違反であり、容認されるものではありません。そこで、下記の要領で「憲法9条を守れ！『戦争立法』反対！江戸川 集会&パレード」をおこないます。お気軽にご参加ください。

（裏面に集合場所の地図と呼びかけ人・団体掲載）

5月31日(日)

集合場所 江戸川区船堀スポーツ公園

集合時間 午後1時半～

出発集会 呼びかけ人・団体のスピーチなど（20分ほど）

パレード 船堀スポーツ公園（2時頃出発）

船堀駅

東小松川南公園（3時頃終了）

- ※ ・動きやすい服装で参加して下さい
- ・小雨決行
- ・ブラカードや横断幕、ゼッケンなど持参は自由

【主催連絡先】 「戦争をさせない江戸川集会」実行委員会

〒132-0031 江戸川区松島1-43-14 江戸川区労連内
電話・FAX 03-3656-5577



きるのも活動後の楽しみである。

闘いはいよいよ本番。長く暑い夏が待っているが、熱中症に気をつけ戦争法案廃案のその日まで頑張りたい。

サマーセミナーのお誘い

―熱海サマーセミナーで戦争法案阻止・安倍暴走 stop へ熱く燃えよう！！―

事務局長 萩尾健太

戦争法案、派遣法・労働基準法改悪、盗聴法・刑事訴訟法改悪など、多くの悪法が提出されている今国会は、史上最長の95日間、9月27日まで会期が延長されました。60日ルールによる衆議院再議決、という政府与党の危険な意図による延長です。

しかし、8月には、広島・長崎原爆の日、終戦記念日、そして安倍首相の戦後70年談話など、アジア太平洋戦争の惨禍と侵略の過去を振り返る機会があります。戦争法案の問題点についての世論を広げる機会でもあります。そして、お盆休みで、国会議員も地元に戻ります。地元地域で戦争法案反対・悪法反対の声を広げることが重要になっています。

その折、夏休み明け、国会会期末の約1ヶ月前に開催される今年のサマーセミナーは、戦争法案阻止・安倍暴走 stop へ向けて、これまでの活動を持ち寄り、最終盤の闘いへの戦略を練る意思統一と作戦会議の場として企画されています。

今年は、あの渡辺治さん（憲法学・一橋大学名誉教授）を講師に、戦争法案や歴史認識の問題、最新の情勢や運動全体の状況、どうしたら安倍政権を倒せるのか？などについて、お話ししてもらう予定です。渡辺治さんならではの鋭い語り口で、情勢や日本の現状をどう分析して語るのか、楽しみです。

そのお話しを承けて、事務所の憲法運動交流会第4弾も開催します！戦争法案阻止のためには、私たちの力はまだまだ足りません。全団員が本気で立ち上がる必要があります。全ての団員の皆さんの、ソフトボール大会を上回る参加を求めます。

地域事務所のみならず、個人事務所の方も、弁護士会や市民運動の経験もお話してください。

さらに、労働法制改悪反対、刑事法制改悪反対、育鵬社の教科書不採択の取り組みなど、取り組みの経験をお持ち寄りください。

夜の大懇親会で、お酒も入れて語り合い団結を固めましょう。特に新人・若手の皆さんも気兼ねなく何でも語れる場です。日頃の憂さを晴らしましょう。

会場は、海を望む温泉のあるホテルリゾーピア熱海です。元気のある人は、熱海駅までアピールウォークもできます。

安倍政権打倒に向け、熱海で暑い夏をもっと熱く篤く盛り上げ、9月のお厚い活動につなげ、悪法を全て阻止しましょう！！



<自由法曹団東京支部サマーセミナー2015>

【日時】2015年8月21日(金)1時~22日(土)12時

【場所】リゾーピア熱海(熱海駅から徒歩10分)

【内容】1日目: 渡辺治(憲法学・一橋大学名誉教授)基調講演 質疑
「戦争法阻止の運動の中間総括・どうしたら安倍政権を倒せるか」
憲法運動事務所交流会

大懇親会

2日目: 憲法運動事務所交流会(続き)

労働法制改悪・刑事司法改悪など悪法阻止

教科書問題、その他の取り組み

【参加費】宿泊 17000円



ノーモア・ベース・フェス—沖縄の声を日本中の声に—ご参加のお願い

東京南部法律事務所 大住 広太

現在、世界一危険と言われる沖縄県の普天間基地問題について、辺野古への新基地建設が唯一の解決策だとして、美しい辺野古の海で基地建設が進められています。これに対し、沖縄県では何度も数千人規模の反対集会が開かれ、キャンプ・シュワブ前で座り込みなども連日行われています。5月17日の県民集会では、3万5000人が集まって反対の声を上げています。

私たちは、このような沖縄の現状を見て、若手弁護士有志で集まり、東京で声を上げるイベントを開催することを決めました。イベントの名前は、もう日本に基地はいらないという思いから、「ノーモア・ベース・フェス」に、コンセプトは、沖縄でははっきりと反対の声が上がっているのに、それを無視して基地建設を進める安倍政権に対して、日本全国で基地建設は反対だということを示したいと考え、「沖縄の声を日本中の声に」、としました。

私たちが、辺野古への新基地建設に反対するのは、以下の3つの理由からです。

① 民主主義を無視する暴挙であること

上記のとおり、沖縄では、県民が反対の声を上げるとともに、先の名護市長選挙、沖縄県知事選挙、そして衆議院総選挙の沖縄選挙区のいずれでも、新基地建設反対を掲げたオール沖縄が勝利しています。これは、県民が新基地建設に反対することを明確に示したことに他なりません。

しかし、安倍政権は、このような沖縄の声を無視し、粛々と基地建設を進めるとして、現在でもボーリング調査を行っています。これは、民主主義を踏みにじる暴挙です。

② 美しい辺野古の自然を破壊するものであること

辺野古の海は、美しいサンゴ礁が広がり、絶滅危惧種のジュゴンが生息するなど、美しい自然環境を有しています。しかし、この美しい辺野古の海で、既にボーリング調査が行われ、コンクリートブロックを沈めたことでサンゴが破壊されるなど、既に環境破壊が始まっています。長い年月をかけて築かれてきた美しい自然環境の破壊を許すことはできません。

③ 新基地を建設する必要性がないこと

新基地建設の理由として、しばしば「抑止力」が挙げられます。しかし、アメリカが、抑止の主な対象と考えられる中国と対峙する可能性は、経済的にも軍事的にも考えがたく、新たに辺野古に基地を建設してまで沖縄に米軍を駐留させる必要性はありません。

私たちは、以上の理由から、辺野古への新基地建設に反対し、沖縄で挙げられているその声を、沖縄にとどめるのではなく、日本中の声とするために、行動を呼びかけることといたしました。現在、辺野古への基地移設反対のために設立された辺野古基金には、3億2000万円以上が集まり、そのうち約7割が県外からのものであったり、ヒューマンチェーンによる国会包囲が行われたりと、徐々に沖縄の声が日本中の声になりつつあります。私たちは、行動で示すことによって、その声をさらに大きなものにしたいと考えています。

具体的には、以下の通り、アピールウォーク（デモ行進）とキャンペーン（街頭宣伝）を行います。若手弁護士だけでなく、老若男女、職業にも関わらず、辺野古新基地建設反対の一点で、広くご参加いただくことを期待しております。

日時；2015年7月11日（土）午後3時～午後5時（集合；午後2時45分）

場所；柏木公園（東京都新宿区西新宿 7-13、新宿駅西口徒歩約5分）

連絡先；nomorebasefes@gmail.com（竹村和也；東京南部法律事務所）

Twitter；@NO_MORE_BASE

Facebook；NO MORE BASE FES

7. 29 横田基地見学ツアーに 是非参加してください

7月29日に自由法曹団東京支部主催で横田基地見学をおこないます。

米国政府は5月11日、空軍の垂直離着陸輸送機C V22 オスプレイを、2017年以降横田基地にあらたに配属する方針をだし、日本政府に知らせました。

横田基地は、小中学校や保育園、老人ホーム、病院住宅などの密集地にあり、首都に存在するという世界で例を見ない外国基地です。

また、横田基地は日米戦争指令基地であり、「戦争法案」が通ってしまったら横田基地がより強化されることは間違いありません。

基地見学を通じて、「戦争法案」阻止の闘いを一層高めようではありませんか。

当日の見学は、東京平和委員会の岸本正人さんがガイドをしてくれます。

集合は10時45分（時間厳守）、多摩信用金庫前集合（立川駅北口より徒歩8分 右図参照）—

13時 立川駅着、参加費は500円です。みなさん一緒に参加しましょう。

※その後、2時から八王子で支部幹事会を行います。こちらにも是非、ご参加ください。

申込締切は7月27日（月）

連絡先 東京支部奥住 03（5227）8255

申込みはFAXで、03（5227）8257



支部ニュース 500 号を記念して

支部ニュース 500 号に寄せて

豊田誠法律事務所 豊田 誠

支部ニュースは、この 7 月で創刊 500 号を迎えることになった。

1974 年 4 月の創刊から、実に 41 年の長期に及んで刊行し続けてきた。この間編集作業に従事してきた団員、事務局のご労苦には心からの敬意を表したい。

支部ニュースの発刊は、1974 年 3 月 15 日、当時の支部執行部、亡小沢茂（四谷）、坂本修（小島）を中心に秋山信彦（小島）、熊谷悟郎（代々木総合）、千葉憲雄（第一）五十嵐敬喜（住民）、椎名麻紗枝・菊池紘（城北）、豊田誠（旬報）、横田俊雄（尾崎）の支部幹事の会議で決定した。編集委員には清水恵一郎（旬報）、熊谷悟郎（代々木総合）、筑紫事務局員が選任された。

当時、団本部では「旬刊自由法曹団通信」を刊行していた。もともと団本部の活動と、本部所在地の東京支部の活動には、個々の団員からみると重複すると受け止められることがあった。東京地域での独自の活動の発展強化が、団本部の活動を活性化させるものという理解を深めながら、東京支部の結成→支部ニュースの刊行という流れとなっていたものである。

支部ニュースが刊行されつづけてきた 40 年余の歴史は、自由法曹団が支部も含めて、憲法と平和、多くの分野での人権の確立を目指して闘いつづけてきた半世紀の歴史でもあったといっていよい。2002 年に刊行された「自由法曹団物語―世紀をこえて―」（上・下巻）はその歴史の一端を記述している。

そして、いま、安倍内閣のもとでの反動的施策が狂気の沙汰で進められている。戦争法阻止のたたかい、労働法制、盗聴法などとのたたかいはあつて、団はその重要な役割を担いながら、その反撃に大きな役割を果たしている。支部ニュースでは伝えきれない緊急の情報は、Save the 憲法！FAXNEWS で連日のように矢つぎばやに送られてきている。支部ニュースを骨格に東京支部の団活動が前進している姿を、ここに見ることができる。

支部ニュースは、運動の情勢と方針を示す固い記事ばかりではない。「若手弁護士へのメッセージと返書」（連載）は、毎回興味深い読み物として、教えられることの多い特集となっている。

支部団員がどんどん投稿もし、支部ニュースを団員みんなの力で育てあげていきたいものである。



支部ニュースに感謝し、これからを期待して

東京法律事務所 坂本 修

一九七三年一月、二四一名の団員で東京支部設立、翌年四月、支部ニュース第一号発行、そしてついに、五〇〇号—あらためて「継続は力なり」と思う。長い間、発行を支えてきた団員と事務局のみなさんに、心から感謝と敬意を表したい。

今、四六四名の支部団員は、全国の団員、広範な国民とともに、この国の命運を左右する戦争諸立法阻止のたたかいに全力をあげている。それなのに、一昨年秋、二度の脳梗塞に倒れた私は、幸にしてなんの後遺症もないのに、すべての「せめぎ合い」の現場から去ってしまっていた。二本の椎骨動脈中、左のそれが生まれつきの「形成不全」で存在せず、しかも右のそれには二ヶ所軽視できない狭窄（血栓の発生源）があるということを知らされて、気の弱い私は、かなり落ち込んでしまったのである。そんな私にとって、「団通信」と「支部ニュース」は、貴重な情報源であるとともに、「なにかをしよう」という気を起こさせてくれる「常備薬」となっている。団員の皆さんの活動に励まされて、かつてのように各地の学習会で話し歩くという活動ができなくても、「どんなにわずかでも出来ることをしたい」と思うようになった。時の経過とともに、自分の病気をかなり落ちついて受けとめるようになったこともある。そして、国会包囲に出かけ、六月一九日には、国会会議室での団全国活動者会議に参加して大いに学び、その後の楽しい懇親会にもフルコース出席した。「ソロソロと歩き始めた」というのが現状である。

六月一三日には、大森典子団員からの電話「招集」で、砂川事件弁護団の記者会見に、当時の「最年少弁護団員」として参加し、五分間であるが思いのたけを語った。合議の前に、田中最高裁長官が、密かにアメリカ大使らと何度も談合しての「司法の汚点」・砂川判決にさえ、まったく書いていないことを戦争諸立法、集団的自衛権合憲の口実に使うという首相らの憲法擁護義務違反の非行に対する五人の弁護団の告発は記者の心にとどいたと思う。東京新聞の長文の記事（六月一三日）はその現れである。著名な三人の憲法学者の参考人としての違憲断定意見、日本共産党志位委員長らをはじめとする国会審議での追及、各界各層の相次ぐ批判で、安倍首相らの合憲答弁は、すでに根底から崩れ去っている。しかし、世論の急速に広がる批判にもかかわらず、彼らは必死に法案の強行制定をたくらんでいる。「せめぎ合い」の行方は予断を許さない状況にある。

一九八五年六月に国家機密法が上程され、団がその阻止のために総力を挙げてたたかったときのことを、いま私は思い出している。ある日の常幹が終わったあとで、私は、故風早八十二団員に呼びとめられた。風早団員は「治安維持法が上程されたとき、自分はもちろん反対した。しかし、あの悪法があれ程猛威を振り、自由と人権を根こそぎ奪う弾圧と侵略戦争に道を開く兇器になるとは分かっていなかった。あのとき命をかけてもたたかうべきだったと長い間後悔をした。いまは戦前とは違う。たたかえば、国家機密法は必ず阻止できる。後悔することのないように、君等は全力をあげてもらいたい」と語っていた。私たちはたたかい、廃案にしたのである……。

戦争諸立法は、いくつもの悪法の一つではなく、憲法の生死を左右する「凶器」である。法案の成否を決する最大のカギは、結局は世論の力である。予断を許さない重大な局面を前にして、いま必要なのは、戦争諸立法阻止の一致点でみんなの智恵と力を合わせて、なんとしても廃案に追いこむために、文字どおり、広範な人々があらゆる場所から、それぞれになし得るすべての力をふるって行動することだと団活動者会議の討論であらためて痛感した。

「終点」がみえてきて、残りの時間が少なくなっていることを知った今、私は、なぜかいままでより長い射程で、様々に未来が見えるような気がしている。そのなかでも、団の未来についてはとりわけ明るく見える。かつての六〇年安保闘争時の団の活動のレベルを超えて、戦争諸立法阻止のたたかいのなかで、二、一〇〇余名の新旧の団員が新たな力を形成し、これからの未来を切り開く活動の一翼を担うに違いない。そして、そのなかでも六〇年代当時の私たちがそうであったように、若い世代の団員がその先頭に立ち、憲法の生きる日本の実現のために、長く、かけがえのない役割を果たすに違いないと確信するのである。

一五〇〇号以後のこれからの「支部ニュース」がこうしたたたかいの発展のために、いっそう大きな役割を果たすことを期待し、かつ信じて、筆をおくことにする。



支部ニュース500号によせて

1974年の東京支部

城北法律事務所

菊池 紘

(1) 支部ニュース500号によせて原稿をと求められ、東京支部ニュース創刊号が送られてきた。1974年4月1日の発行。

冒頭に「支部ニュース創刊にあたって」を旬報法律の清水恵一郎さんが書いている。「ニュースは支部団員みんなの積極的な機関紙活動によって支えられる作りあげられるもので、数人の編集担当者、事務局の努力のみによって作り出せないものである。」「なにはともあれ、形式ばらない、楽しいニュースができればよいと思う」とされている。いずれも、500号の今に通じる課題だろう。

第2回幹事会報告をみると、坂本修・秋山信彦(小島)、豊田誠(旬報)などの名前が連ねられている。20期からは千葉憲雄(第一)、菊池紘(城北)のほかに五十嵐敬喜(住民)の名が見られるのはなつかしい。

支部の活動として「動労問題」「三菱樹脂高野事件」「労災職業病問題」「春闘へのとりくみ」「刑法改悪阻止闘争」「屋外広告物条例問題」「司法反動阻止闘争」などが討議されている。

そして定例の他に緊急幹事会がもたれ、「京都府知事選支援」について討議し、蜷川候補を支援することを決めている。さらに「東京春闘共闘からの申し入れ・・・」をうけ、4月11日からの交通をはじめとしたゼネストの「商店等の連帯の同盟休業闘争」について討議している。「積極的な立場で答えるため、参加が可能な事務所でポスターを掲示のうでとりくむ」「しかし、緊急な事件等にはいつでも対処できるよう体制をとる」としている。そういう時代だったのだ。

(2) この1974年はどういう年だったか。年表をひもとくと、3月末には、社会党候補の支持強制に従わないことを契機として動労を組織的に排除された札幌地本等で、全動労(全国鉄動力車労働組合連合会)が発足している。直後の4月7日には京都府知事選で蜷川知事が7選。4月11日から12日にかけて、それまでで最大の交通ストライキが実施されている。そして8月には全通が社会党一党支持の強制に反対した役員55名に執行権停止の処分を強行している。

11月22日には八鹿高校事件が発生。県立高校教職員60数人に「解同」朝田・丸尾派が集団リンチ。マスコミがこれを無視するなかで、「赤旗」だけがこの暴挙を報道した。12月1日には八鹿の河川敷で『解同』の蛮行に抗議し、人権と教育、地方自治をまもる兵庫県民大集会」がもたれ1万8500人が参加した。しかし12月に社会党第38回大会は「解同」浅田派の暴力の容認・支持を決議している。

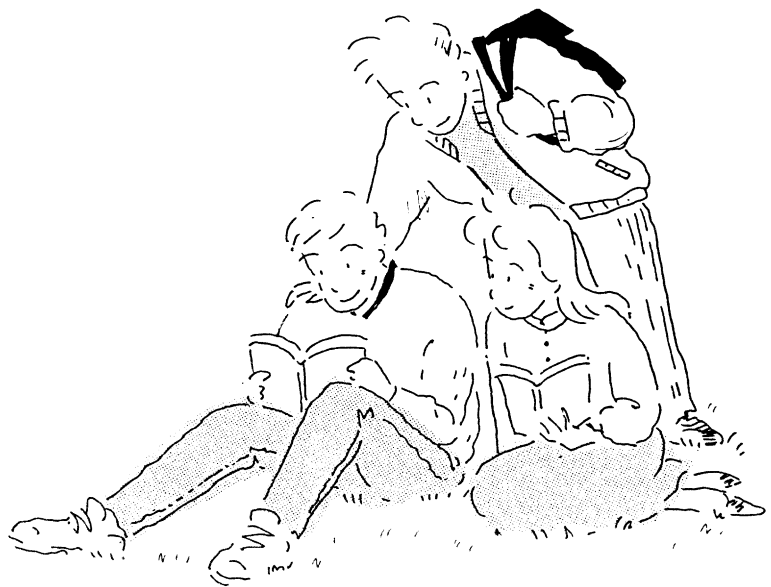
11月8日に共産党上田耕一郎議員が、信濃川河川敷買い占め問題で田中角栄首相の地位利用の疑惑を追及。12月9日には田中内閣総辞職。三木内閣が成立している。

(3) こうしたなかで、自由法曹団東京支部は、動労札幌の事務所の雪中の攻防戦にくりかえし団員を派遣した。全国動員された動労の攻撃から支部事務所を守ったのだ。この当時社会党、民社党の一党支持の強制を克服し、要求に基づく団結をつくることは、民主主義の根本問題となっていたからだ。秋には多数が八鹿に泊まり込んで『解同』の暴力から地域の人々の自由と権利を守った。さらに「企業ぐるみ選挙を告発し、投票の自由をまもる連絡会」の結成にイニシアティブをとったほか、大企業の人権問題、労働災害、言論の自由を侵す広告物条例等を検討し、対外的に発言を重ねている。

薄い支部ニュース第1号の記載から、文字通り自由と民主主義の課題に自らはせ参じてた団員の気概

が彷彿とされる。

そして500号の今、この間の40年の活動の総決算として、戦争法を許さないで廃案においこむべき夏だ。国会の膝元の支部に全国から期待されるものは大きく、重い。



若手弁護士へのメッセージと返書

私の弁護士の生活等を振り返りながら

岡田克彦法律事務所 岡田 克彦

1 私も弁護士に昭和44年4月になって以来、途中、何度か休んだりしましたが、今日まで弁護士を続けています。

2 私は、昭和18年8月、群馬県前橋市で、5人兄弟の末子に生まれました。父が10人兄弟の長男で、戦争中であつたこともあり、相当苦勞もしたようです。母は近くの蚕作りの娘で、女医にもなりたかつたようですが、家が傾き出し、早く父のところに来たようです。わが家も、戦争中は、母の実家に疎開し、私は1番下だったので可愛がられたようです。従来の家が焼けてしまい、バラックに祖父母と結婚をしていない叔母達が住み、父と家族は少し離れた家に住み、祖父らの鉄工所で働きました。叔母達も結婚したりし、男手が少ないので、次兄が行くようになりましたが、近くにあつた神社にテレビが入り、プロレス中継等でうるさくて、大学受験等を意識して、小学6年になる私が行くことになりました。子供は私一人で、寂しかったと思いますが、中学では、次兄がバレー部をやり、4兄もバレー部のキャプテンをやっておりましたので、私も一生懸命やり、生徒会活動等も行いました。高校に行き、叔父の影響ということで剣道部に入ってみましたが入りこめず、自転車で赤城の麓等を散策したりし、また、60年安保で樺美智子さんが次兄の同級生であつたりしたこともあり、高校生としても、デモに参加したりしました。

大学に入り、寮は剣道部に入ってみましたが入りこめず、やはり左足が良くなく、部落研や色んなサークル等もやりましたが、次第に法律科目が始まり、何かやらねばと思い、専門科目へ行くに当たって、氷川下セツルメントに入り、地域で考えて見ようと思ひました。児童部、青年部、保健部や栄養部もあり、地域の南京虫退治等の地域活動をやったりして居ました。丁度そのころ、三ヶ月章教授が熱心に法曹になれ等と言ひ出して、法律を学ぶ者が一緒に勉強会をやりました。私は4年で司法試験に受かつてしまい、何をやるかまだ決めてなかつたので1年浪人し、翌年には、法学部を卒業し、司法研修所に行くことにしました。どんな法律家になるのかということで、前期、民事裁判、検察、弁護、後期と二年間、ゆっくりとではなかつた気も思ひましたが、考えさせられてもらったともいえると思ひます。丁度、青法協が、同期の半分になる等思ひましたが、同時に、宮本判事補が裁判官になるのを拒否されたり、司法の反動化という現象が始まって来ておりました。

3 弁護士として、私は、当時、出版社の2階にあつた法律事務所に入りました。弁護士は15人位は居ましたが、色んな事件もありました。先輩の弁護士は総評の法規対策部に行つて仕事を取つて来るということもありました。中堅の弁護士は、山梨の労働組合はまだ労働弁護士が居なくて、山梨貸切というタクシー会社の事件では、労使の協定で組合員の解雇等は決めていたのを一方的に委員長を解雇するのは無効であるとの決定を取つたのに参加したりしました。全金プリンスという組合が、様々な労働事件も行つておりましたが、同期の21期の弁護士が中心になり、日産自動車の村山工場で、バイトの少年が機械に挟まれ死亡した宮崎事件、茨城の高校を卒業して半年であつたが、夜勤の為にすっかり疲労

憔悴しきって、トイレの便所で死亡が発見された事件等があり、裁判闘争の中で、会社に責任を認めさせたりしました。

全通長崎事件では、春闘等から緊張し刑事弾圧にまで発展していった事件等で弁護士も出張し、一緒に公判闘争に参加しましたが、私は急性肝炎にかかり、1年休んだのですが、翌年仕事を始めたら、そのまま慢性肝炎になってしまい、自宅で療養し、非A非Bの肝炎であると言われ、漢方治療も受けるようになり、徐々に復帰し、労働事件の一線ではなくとも、背後から、やれるようになりました。弁護士としては、自分の体力の限界等も感じており、中小企業診断士という資格にも興味を持ち、休んだ期間にも勉強をし、資格を取り、簡単な企業診断や商店街診断等にも参加したりしました。

賃金差別反対等は、各組合でも取り組まれ、差別反対の共同闘争に発展して行きましたが、私も、累積差別等の構造と継続性等の論文を書いたり、日立の闘いに参加しました。

全倉運では、三菱等の大手倉庫から中小の組合までが参加していましたが、高度成長期の争議や個別的な労働災害もあり、企業が乗っ取りグループに乗っ取られたが、会社更生法等を活用した三井埠頭の闘い等も地元の組合や弁護団の協力を得て、頑張りました。

私は、総評弁護団（後に労働弁護団）、団は、事務所でもやる人が多く居て、青法協、そして、日民協の担当をするようになりました。また、民事訴訟法の改正等と絡み、裁判所の速記官制度を外部からの反訳等に切り替える方向が進行していましたが、各弁護士会等では、点検などをして、速記官制度を守る運動も広がっており、参加しました。

4 脳内出血等と回復の努力等

60歳の頃、団の会合で、司法の改革等を議論し、終わるとき、倒れ、救急車で東京警察病院に担ぎ込まれ、脳内出血で、緊急に開頭手術をし、幸い切れたところも浅かったりしたようでした。なぜか左足が痛いと思っていましたが、中学以来の兎跳びや剣道以来の無理が溜まっていったようでした。その後、江戸川病院に転院し、約5か月入院し、以降も2か月に一度位通院を続け、現在も言語聴覚士にも指導して貰ったりしております。また、虎の門病院では、以前から、前立腺癌の検査をしていましたが、急に数値が高くなり、前立腺癌の手術をして貰い、また、足の痛みは、脊柱管狭窄症で、手術は難しいので止めました。

私は、そんなことをしながら、民事の事件等もやろうかと思いながら、結構細かくて、刑事の国選事件が出来るというので、申請をして、国選の事件を始めました。刑事事件は、昔、弾圧事件等でやったことはありましたが、国選の事件は、やる人が居ないので弁護士会の事務の人が無理をお願いをするという形でした。国選の事件もかなりあり、面白いと思いやり始めました。この頃、旬報でも若い弁護士が増え、私も居住している浦和でやらないかという話もありましたが、刑事事件等でもやれると思い、神田に事務所を作ることになりました。

そんな中で、司法制度、特に法曹養成制度も急激に変わりだし、弁護士も大量に増員してきておりました。東京の各弁護士会でも、元検察官の人も刑事事件に取り組んでおりましたが、特に、二弁では、国選事件を全部申告させ、「不十分な弁護」等として、刑事弁護委員会で検討し、問題があるとして、停止させること等になって来ました。私も、他の人達と一緒に、問題点があるとして、停止を受けたりしました。私は、病気の影響もあり、仕方がないと思い、今度は注意を受けないように等と注意したりしました。

私は、二弁の刑事弁護委員会の実体を知って見ようと思い、委員会の委員に希望したところ、幹事になれば、どうやって記録等を整理し、争点を浮き立たせていくのか等、処理のシステム等も次第に判って

来たりもしました。

刑事にしろ、民事にしろ、争点は、重要であり、これをどう掴んでいくか等が、最大の問題になることが多いようです。

4 私は、弁護士になろうかと考え、それなりに弁護士の仕事に着き、病気や特別な理由がない限りは、やって来ました。現在では、全倉運の法律相談をしたり、過去の組合や関係者等の事件等もやっており、刑事事件も、国選であった事件等の関係事件もやっております。

弁護士として、自営のサービス労働をする人間として、働いていきたいと思います。

坂井興一先生へのお返事

城北法律事務所 本多 史和

1. はじめに

東京南部法律事務所で長年ご活躍されている坂井先生へ、他事務所の一事務員である私がお返事させていただくのも恐縮ですが、坂井先生の活動紹介のなかに『本多君親子事件』が載っておりましたので、投稿させていただきました。

2. 坂井先生と本多親子

先生が登録された 1969 年(21 期)、その弁護士第一号の事件が父良男の『グリコ不当配転事件』でした。組合活動を頑張っていた父に、グリコは不当配転命令を行い、組合総出で闘った労働事件です。その事件がきっかけで、南部法律で事務員として勤めることになった父と、その事件がきっかけで知り合うこととなった母の間に生まれた私が、無事に大学を卒業して勤め始めたのが、まさかのブラック企業・・・。

当時はブラック企業という言葉自体がありませんでしたが、月平均 83 時間、一月最大で 136 時間という過労死認定レベルの、いわゆる『サービス残業』があり、もちろん有給なんて『あるけど無い』という、立派（ではない）なブラック企業でした。

私はこの会社を退職し、未払賃金を勝ち取るべく交渉しましたが、全く話にならず、訴訟を起こすことになり、父のすすめで坂井先生にお願いすることになりました。

3. 湘南送電工事件（本多息子事件）

この事件はタイムカード等による時間管理をあえて行っていない会社に対し、私が日頃不十分につけていた手帳を根拠として、民事で未払賃金と附加金を請求し、一方労基署に対しては告発した事件です。結果、会社に罰金刑が言い渡され、横浜地裁、東京高裁では共に未払賃金全額と同額の附加金まで勝ち取る完全勝利で幕をおろしました。

多くの例に漏れず『弁護士先生はお堅い』というイメージを持っていた私が『そうではないんだ』と気がつくのに時間はかからず、打ち合わせは、まるで文書作成のお勉強をしているような気分だったこと、蒲田でご馳走になったラーメンが美味しかったことを良く覚えています。

4. 坂井先生マジック

法律事務所に勤めていると、原告・被告・当事者になることは、特段めずらしくないことのように思えてしましますが、当時の私のような、いわゆる一般の人にとっては、『裁判の原告になる』『会社を訴える』ことや、ましてや『法廷の中で証言する』ということは、想像の外にあるものです。

いくら準備していても、本人尋問の何日も前から不安でいっぱいですし、前日は緊張で全然眠れません。そんな尋問当日の朝、先生から一本の電話をいただきました。2時間後には会うのに、何か急用でもあったのかな、と思いながら電話に出ると。

先生「お〜フミ、調子はどうだ？」

本多「あ、おはようございます。いやー先生。全然眠れませんでした・・・」

先生「そっかそっか、ま、大丈夫だ、俺に任せておけ、じゃあな〜」

ガチャ、ツーツー

本多「・・・」

切れた携帯を持ちながら最初に思い浮かんだのは『あれ、それだけ？急用は？』という感想でしたが、その直後、さっきまで不安でいっぱいだった気持ちが、とてもラクになっていることに気がつきました。たった一言で。坂井先生がマジックを使ったのだと、一人笑ったのを覚えています。

争議後に前職種に戻ろうかと考えていた私が、『労働争議にたずさわれる職場っていいな』と思うようになり、今、城北法律事務所に勤めさせてもらっているのも、私自身が原告として、先生と一緒に闘った経験があればこそだと思っています。

5. さいごに

先生の原稿は団通信等でたびたびお見かけして、楽しく読ませていただいています。先生がまだまだご活躍されることに疑いの余地はありませんが、くれぐれもご自愛されるようお願い申し上げます。拙い文章にて、失礼いたしました。

新人紹介

八王子合同法律事務所 関本 正彦

このたび自由法曹団に加わらせていただいた67期の関本正彦です。八王子合同法律事務所に所属しています。

弁護士を目指したのが先か、自由法曹団を知ったのが先か、今となってはよく覚えていません。故郷の山梨で弁護士をしている父が、自由法曹団の団員でした。子どもの頃、父が「ジューホーソーダン」の集まりで土日どこかに行くとか行かないとか、そんな話を聞いた気がします。

当時の私は、将来どんな職業に就きたいかという以前に、世の中にどんな仕事があるのかもよくわかりませんでした。ただ、弁護士という仕事があって、家にいろんな人が来てお酒を飲んだり麻雀をしたり、時々難しい話をしていたりして、楽しそうだなあと考えていました。

その後、弁護士になろうという気持ちは徐々に具体的になっていきましたが、自由法曹団のことはあまり意識せずにいました。司法試験が終わり、修習地に行くまで実家に強制送還されていたとき、父が私のところに「自由法曹団物語（平成編含む4冊）」を持ってきました。

こうして自由法曹団と再会した私は、「自由法曹団物語」を頭から読み始めて、戦前の団員たちのたたかいや弾圧の歴史を知りました。とてもつらくて苦しい内容が書いてありましたが、絶対に投げ出さない・諦めない・正義を貫く、そういう気持ちが重要なんだ、と言われている気がしました。一気に通読とはいきませんでしたが、平成編も目次から気になるものを選んで読みました。やはりヘビーなエピソード

一ドが満載でしたが、先輩たちのたたかいの成果や社会との向き合い方も学ぶことができ、自由法曹団に入りたいという気持ちが強くなりました。もちろん、本にならないところで多くの先輩たちが日々こつこつと、また時には派手に活動しているんだろうな、ということも考えるようになりました。

修習地・福島にも「自由法曹団物語」を持っていきました。あまり詳しく読み直すことはできませんでしたが、同期に貸し出したこともあります。本棚にある4冊の本が目に入るたびに、重くて熱い何かを感じていました。何というか、存在感がすごかったのです。

その後、縁あって八王子で弁護士をすることになり、自由法曹団東京支部に加わることができました。今回500号を迎えるこの支部ニュースは、バックナンバーも拝見したところ毎月1回発行のようですので、40年以上も続いていることになります。私が生まれるより前から、多くの先輩たちの活動報告や新人紹介が続いてきたと思うと、そこに名前が載るのが嬉しいのと同時に、少し緊張します。1000号に今日のことを振り返って何か投稿できたらな、と思いましたが、それはさすがに難しいでしょうか。

今は、日本を戦争する国にしようとする動き・労働法制改悪の動きなどに対抗して、社会をこれ以上ひどくしないようにするためのたたかいが中心になっている気がします。この支部ニュースが1000号を迎える頃には、「今のままでも悪くないけど、よりよい社会にするために知恵を絞ろう」という報告が中心になるように、そのために一日一日を生きていこうと思います。

「自由法曹団物語」を事務所に置くか、自宅に置くか悩みましたが、自宅の本棚に置いておくことにしました。もし新しいバージョンが出るなら、先輩たちの奮闘がたくさん載ることになるんだろうな、と思います。それを読んでも恥ずかしくないようにやっ페이こう・時には楽しく飲んで、徹夜で麻雀をやっ페이、頑張っ페이こう、そういう気持ちを込めて本棚を眺めると、また気合が入りました。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

安心安全街づくり条例の意見書 ご活用ください

事務局次長 石島 淳

先日閉会した東京都議会第二定例会において、東京都安全・安心まちづくり条例の「改正」案が提出され、可決成立しました。

しかし、改正条例は、一定の犯罪に関する情報を通報する義務を都民に課して、都民に密告を義務付け、相互監視社会をもたらす危険があります。

また、本来なら犯罪被害から保護すべき弱者であるはずの子どもに対して規範意識を醸成することを位置付けており、さながら「犯罪予備軍」として規制・取締りの対象へと正反対のとらえ方をしています。

こうした改正条例が成立した背景は、現在国会で審議されている安保法制・戦争法制の動きと無縁ではありません。銃後の治安維持を名目にして市民の自由を侵害し民主的な社会を傷つけるものであり、多くの憲法学者が反対している安保法案・戦争法案を下支えする役割を担うものといえます。

自由法曹団東京支部では、「改正」条例の提出・審議に先立ち、問題点を検討し、これに反対する意見書をまとめました。

都議会で成立してしまいましたが、意見書で指摘した条例の問題点はなお解消されたわけではありません。今後の運用に注目する上で意見書を役立てていただけますと幸いです。

6 月支部幹事会

参加者 10 名

1 戦争法案の情勢と支部のたたかい

- ・ 9 月 27 日まで延長。最後は土日だから実質上は 25 日（しかもその前にも連休有）。
なので、伸ばした割にはそこまで審議の時間が述べたわけではない。
1 日でも長くして、戦後最長にしたいだけ。
- ・ 自民が 8 月上旬と言っていたのがうまくいかなかった。
その主な理由は 15 日の談話で国会が混乱するから。
- ・ 審議十分という口実は作れる。60 日条項を使って、9 月中旬に 3 分の 2 で再議決する。
7 月 20 日くらいまでに衆議院を通せば。それを超えればかなり困難になる。
- ・ 安倍にとって痛いのは、これだけ違憲だと言われると、審議時間に関係なく通すことが難しい。
- ・ 全国各地で反対の声が広がっている。一般の市民とも共闘が広がっている。中心になっているのは
弁護士会。各地で頑張っている。従来からすると珍しい例。
ただ、まだまだ、盛り上がる。そのための時間を与えてくれた。
- ・ 参議院の半数が来年改選。地元でいろいろ言われると大変。議員の地元への働きかけが重要になっ
てくる。
- ・ 勝ち目は十分ある。勝てるたたかい。
- ・ TPP や原発再稼働問題が出てれば、こちらに有利な情勢になりうる。
- ・ 維新案（ホルムズ海峡での機雷撤去を認めない）に自公が納得するわけがないが、審議に応じさえ
すれば強行採決できると考えている。
- ・ 支部で 6 月 22 日に取り組んだ新宿アルタ前宣伝は、ビラの受け取りが悪すぎた。場所が悪かった。
声が通りにくかった。
- ・ 右肩上がりで反対する人が増えている。支持率も下がっている。
- ・ 牛歩戦略は今でもできる？ 札方式が選択されればできるか？ ただ、国民の賛成を得られるかは疑問。
盛り上げられないと何をやっているんだということになる。盛り上げる必要がある。
- ・ 地元の議員事務所へ要請するよう依頼する FAX を各法律事務所へファックスした。
議員要請を行った各事務所には支部まで報告するよう、再度 FAX する。
ここに重点を置いて声掛けをしていく。地元でビラまきも。
- ・ 7 月中に（8 月のサマーセミナーまでに）第 3 回事務所憲法交流会を開きたい。
7 月 14 日 16 時から 18 時半まで、弁護士会 1002 号室にて（18 時半～野音で総がかり行動）。
事務所会議がある事務所でも、代表者の出席を要請する。
憲法関係のファックスニュースで知らせる。

2 派遣法などの情勢と支部のたたかい

- ・ 派遣法 19 日に衆議院で強行採決。
骨抜きの一労働・同一賃金推進法と引き換えに。
- ・ 「生涯派遣・正社員ゼロ」だけでなく「3 年首切り自由」も打ち出していく。その観点が今まで弱か
った。

「生涯派遣」なら派遣労働者にとって有り難いように感じてしまう。

派遣労働者が声を上げ始めている。運動を盛り上げていく。

- ・金銭解雇も要注意。まさに団結権侵害、憲法違反。

- ・今後の取り組み

6月26日18時～19時 新宿西口で街宣

7月2日10時～20時 派遣110番

7月8日13時半～ 派遣法団本部院内集会・議員要請

3 盗聴法・司法取引法の情勢と支部のたたかい

- ・6月4日、共産党、民主党、維新の党で合同勉強会を行った。22日には第2回勉強会を行った。
- ・6月10日、加藤団員、布川事件の桜井さん、周防監督が参考人。
- ・諦める状況では決していない。
- ・次回本部会議7月10日
- ・救援会が強い地域だと学習会も活発に行われている。
ファックスニュースを出して、事務所の経験を報告してもらう（担当久保田）。

4 教科書採択問題についての支部の取り組み

- ・意見書、リーフが完成した。

意見書は、幅広く賛同を得られるように心がけて作成された（例えば戦争できる国づくり批判を全面的に押し出していない）。

「育鵬社の教科書もいいかな、と考えている方へ」

すごく良い出来。是非とも活用する。

リーフも分かりやすい。使える期間が限られているので、短期集中的に。

危険な地域として、大田、品川、台東、江戸川、府中、福生、八王子、東久留米、武蔵村山など。中野も危険かも。

東京ではないが、大阪市がすごく危険。

- ・教育委員会要請、展示会でのアンケート活動
活動報告を募る。
- ・7月3日の15時以降に、支部として都教委へ要請に行く（要請文は金井幹事長が作成する）。

5 その他諸課題についての支部の取り組み

（1）東京都安全・安心まちづくり条例の執行

意見書をマスコミ36社に送った。都議会関係の政党に送った。

団事務所にも送る。全員ではなく10人に1通くらい。

都議会へ直接要請行動しているのか確認。

（2）リニア問題

支部としてどうするか。

7月幹事会で話し合う。

6 その他

(1) 7月幹事会（7月29日の八王子幹事会）

・横田基地見学ツアー

集合時刻は10時45分、出発11時

集合場所は、立川駅北口の多摩信用金庫前

資料代500円で、バス代は支部負担

東京平和委員会の岸本さんにガイドをお願いする。

支部ニュースとFAXニュースで知らせる。

・誰に何の報告を依頼するのか（支部で把握できていない課題については記載がなく済みません）

① 横田基地・オスプレイ・都留文科大学 → 吉田健一団員（どれかを別の人に振ってもらう）

② リニア問題 → 関島団員

③ 京王電鉄バス過労死 → 尾林団員に連絡して三多摩過労死弁護団から

④ たちかわ大行進 → 平団員

⑤ 武蔵村山教科書 → 大浦・植木団員

⑥ 戦争法案・憲法学習会 → 白神・飯田団員

⑦ その他 地域の取り組み 町田さがみ、日野市民、武蔵野、ひめしゃらなど

・14時～15時半まで通常どおりの幹事会。15時半～17時半まで報告。18時から懇親会。

(2) 8月のサマーセミナー

・戦争法案を中心に、安倍政権打倒がコンセプト（戦争法案に限らない）

・13時開場、13時30分開会。

渡辺治先生が90分講演（＋質疑）

16時から討論

17時30分に終了。19時から夕食懇親会。

・2日目は、事務所憲法交流集会。衆議院は通っていて、70年談話も出ている。

労働法制改悪・刑事司法改悪・教科書問題の課題も

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

		対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
満年齢	支払対象外期間	372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)